



東大阪労働基準監督署発表
平成 29 年 4 月 13 日

労働基準法違反の疑いで書類送検

(違法な長時間労働を行わせた疑い)

平成 29 年 4 月 13 日、東大阪労働基準監督署(署長 鈴木博司)は、株式会社太陽製作所ほか 1 名を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

株式会社太陽製作所ほか 1 名

本社所在地 大阪市平野区加美北五丁目

工場所在地 大阪府東大阪市衣摺六丁目

2 違反条文等

労働基準法違反

同法第 32 条第 1 項

同法第 32 条第 2 項

同法第 119 条第 1 号(罰則)

同法第 121 条第 1 項(両罰)

3 事件の概要

被疑者株式会社太陽製作所は、大阪市平野区加美北五丁目に本社を、大阪府東大阪市衣摺六丁目に工場を設け、金属製品製造業を営む事業主であるが、平成 27 年 3 月 21 日から同年 9 月 11 日までの期間において、同社工場の労働者に対し、違法な長時間労働を行わせたものである。

4 参考

関係条文は別紙のとおり。

関連条文について

(労働時間)

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外及び休日の労働)

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この項において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

(罰則)

第一百九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、**第三十二条**、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項ただし書、第三十七条、第三十九条、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

(両罰規定)

第二百十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。